

情報系工学研究科における修士の学位授与に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山県立大学大学院学則(以下「学則」という。)第17条第3項及び岡山県立大学学位規程(以下「学位規程」という。)第3条第2項に基づき、岡山県立大学大学院情報系工学研究科(以下「研究科」という。)における博士前期課程修了による修士の学位授与に関し必要な事項を定める。

(審査の申請資格)

第2条 学位論文の審査を申請することができる者は、研究科の博士前期課程に在学する者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 学則第11条に定める単位を修得(見込を含む。)し、かつ、必要な研究指導を受けた者
- (2) 学則第7条第1項に定める標準修業年限を超えて在学する者で、学則第11条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者
- (3) 学則第16条に定める特に優れた業績を上げた者に係る在学期間短縮に該当する者

(審査申請の書類等)

第3条 申請者は、主指導教員の承認を得て次の各号に掲げる書類等を添え、研究科長に提出するものとする。

- | | |
|---------------|----|
| 一 学位申請書(様式1号) | 1部 |
| 二 学位論文 | 3部 |
| 三 論文要旨 | 1部 |

(学位審査委員会)

第4条 研究科委員会は、学位規程第9条の規定による審査を付託されたときは、申請者ごとに審査委員を選出し、学位審査委員会を組織する。

- 2 学位審査委員会は、審査委員の互選により審査委員主査(以下「主査」という。)を選出し、主査は学位審査委員会を総括するものとする。
- 3 主査は、学位審査委員会による審査が終了したときは、その結果を速やかに研究科委員会に報告するものとする。

(審査委員の選出)

第5条 研究科委員会は、博士前期課程担当の教員のうちから申請者ごとに次の各号に掲げる審査委員を選出するものとする。

- (1) 主査1名
 - (2) 副査2名
- 2 前項に定めるもののほか、研究科委員会は、必要があると認めるときは、学位論文に係る専門分野の教員及び学位規程第10条第4項に定める者を審査委員として加えることができる。

(報告)

第6条 学位審査委員会は、学位規程第14条により、学位論文の内容の要旨、審査内容の要旨及び最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない(様式2号)。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、研究科委員会が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日より施行する。

(様式1)

年 月 日

学 位 申 請 書

岡山県立大学長殿

研 究 科

専 攻

学籍番号

ふりがな

氏 名

印

年 月 日 生

岡山県立大学学位規程第5条により、修士の学位を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出します。

修士論文題目

記

1. 論文要旨 1部
2. 学位論文 3部 (内2部はコピーでも可)

